



学校いじめ防止基本方針

愛媛県立宇和島東高等学校

平成30年1月 一部改訂

— 学校いじめ防止基本方針 目次 —

1	いじめ防止基本方針	…P1
2	いじめの定義	…P1
	(1) いじめとは	
	(2) いじめに対する基本的な考え方	
	(3) いじめの構造	
	(4) いじめの態様	
3	いじめ防止の指導体制・組織的対応	…P2
	(1) 日常の指導体制（別紙1）	…P7
	(2) 緊急時の組織的対応（別紙2）	…P8
4	いじめの防止	…P2
	(1) 学習指導の充実	
	(2) 特別活動、道徳教育の充実	
	(3) 教育相談の充実	
	(4) 人権教育の充実	
	(5) 情報教育の充実	
	(6) 保護者・地域との連携	
	(7) 教職員の資質の向上	
5	いじめの早期発見	…P3
	(1) いじめの発見	
	(2) いじめを受けている生徒・いじめている生徒のサイン（別紙3）	…P9
	(3) 教室・家庭でのサイン（別紙4）	…P10
	(4) 相談体制の確立	
	(5) 定期的な調査の実施	
	(6) 情報の共有	
6	いじめへの対応	…P3
	(1) いじめを受けている生徒への対応	
	(2) いじめている生徒への対応	
	(3) 関係生徒・集団への対応	
	(4) 保護者への対応	
	(5) 関係機関との連携	
7	インターネット上のいじめへの対応	…P5
	(1) インターネット上のいじめとは	
	(2) インターネット上のネットいじめの防止	
	(3) インターネット上のネットいじめへの対応	
8	重大事態への対応	…P5
	(1) 重大事態とは	
	(2) 重大事態発生時の報告・調査協力	
	(3) 不登校重大事態の判断	
	(4) 不登校重大事態発生時の措置	

1 いじめ防止基本方針

いじめは生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、生命や心身等にも被害を生じる重大事態である。いじめをきっかけに不登校になったり、自らの命を絶とうとするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒がいる実態を踏まえ、「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」ことを全教職員、保護者、学校関係者が認識しなければならない。

そこで、生徒が意欲を持って充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向けて「日常の指導体制」を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組む。また、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するための「緊急時の組織的対応」を定めるなど、「愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

(1) いじめとは

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に該当するかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けている生徒の立場に立つことが必要である。

(3) いじめの構造

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が被害者と加害者を入れ替わりながら行われるため、いじめの実態を把握しにくい。しかし、何度も繰り返されたり、多くの生徒から集中的に行われると、心が深く傷つき、生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあり、いじめ問題として適切に対処しなければならない。また、いじめを受けている生徒といじめている生徒という二者の関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団において「観衆」としてはやしたてる者の存在や、「傍観者」として黙認している者の存在もあり、集団全体にいじめを許容しない意識・態度を育成することが重要である。

(4) いじめの態様

【脅迫・侮辱】冷やかす、からかう、悪口、脅かす

【暴行・傷害】叩く、殴る、蹴る、ぶつかる

【恐喝・窃盗】金品をたかる、盗む、隠す、壊す

【強要・強制わいせつ】性的辱め、危険行為や使い走りの強制

【名誉毀損】インターネット上の書き込み等・印刷物・落書き等による
ひぼう・中傷や、個人情報への無断公開

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

- (1) 日常の指導体制
いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別紙1のとおりとする。
- (2) 緊急時の組織的対応
いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を別紙2のとおりとする。

4 いじめの防止

次の点について、集会、ホームルーム活動、授業、部活動等において徹底して指導し、生徒の規範意識を高めることによって、いじめの未然防止を図る。

- ・「いじめはいじめを受けた生徒の人権を著しく侵害する卑劣な行為であり、絶対に許されない。」
- ・「いじめをはやしたてたり同調したりすることもいじめであり、絶対に許されない。」
- ・「いじめを発見・認知した場合、見て見ぬふりをすることは許されない。」
- ・「いじめを止めさせること、相談・通報することは勇気のある正しい行動である。」

また、次の取組によっていじめの起こりにくい環境づくりに力を入れ、あらゆる教育活動を通して生徒の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育成する。

- (1) 学習指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
 - ・ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
 - ・個人面談の定期的な実施（4月、10月、2月）
- (4) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施
- (7) 教職員の資質の向上
 - ・いじめの態様や特質についての校内研修を実施

5 いじめの早期発見

教職員は、学級担任、教科担任、部活動顧問等の多面的な立場から日常的に生徒の状態を観察し、服装、表情や言動などの小さな変化（遊びやふざけ合いにいじめの兆候がないか）を見過ごさないよう、いじめの早期発見、早期対応に努める。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめを受けている生徒や通報した生徒の安全を確保し、速やかに報告する。

(2) いじめを受けている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙 3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙 4

(4) 相談体制の確立

- ・相談窓口（教育相談課・スクールライフアドバイザー（S L A））の設置、周知
- ・定期的な面談の実施（4月、10月、2月）

(5) 定期的な調査の実施

- ・悩みに関するアンケートの実施（年5回）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ問題対策委員会を中心として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては人格の成長を促す教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめを受けている生徒への対応

いじめを受けている生徒の苦痛を共感的に理解し、通報してきた生徒とともに安全を確保する。また、心配や不安を取り除くなどの心のケアを図り、全力で守り抜くという姿勢を示すとともに継続的に支援することを約束し、今後の対策について、共に考える。

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導するとともに、いじめ問題の背景や要因などの理解に努める。また、いじめられている生徒の苦痛に気づかせ、今後の生き方を考えさせる。

(3) 関係生徒・集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、自分の問題と

して捉えさせ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成するよう指導する。

(4) 保護者への対応

① いじめを受けている生徒の保護者に対して

学校はいじめ問題の解決に全力を尽くすという決意を伝える。不安や苦痛を理解し、少しでも安心感を与えられるようにする。また、親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実確認後、速やかに面談し、丁寧に説明する。いじめは決して許されないという毅然とした態度の中にも生徒や保護者の心情への配慮を忘れない。いじめ問題の解決に向けて保護者の協力が不可欠であることを伝える。

③ 保護者同士が対立する場合など

双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。管理職が率先して対応することが有効な手段となることもあり、場合によっては教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応は、学校だけでは解決が困難な場合もある。情報交換や専門的立場からの助言など、関係機関との連携を深めて一体的な対応を図る。

① 教育委員会

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係（児童相談所等）

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめとは

文字や画像を使って特定の生徒に対するひぼう・中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまして社会的信用を失墜させる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどインターネット上のいじめであり、犯罪行為である。

(2) インターネット上のいじめの防止

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

② 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実

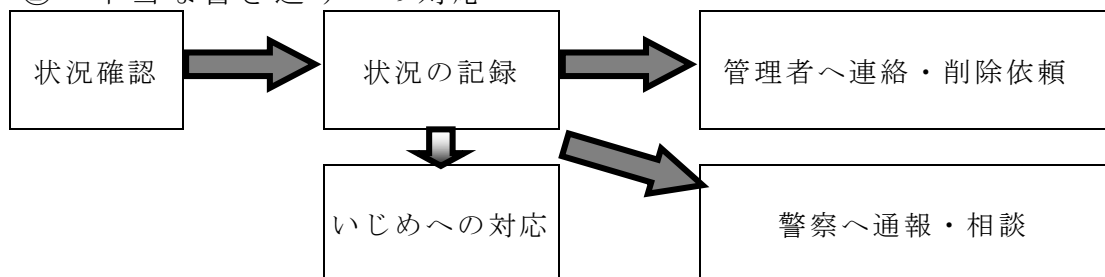
③ ネット社会におけるモラルについての講話（防犯）の実施

(3) インターネット上のいじめへの対応

① インターネット上のいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対応



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額な金品等に被害を被った場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が **30 日程度以上** の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態発生時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、直ちに愛媛県教育委員会に報告するとともに、愛媛県教育委員会が設置する重大事態対処のための組織（愛媛県いじめ問題対策本部会議）の調査等に協力する。

(3) 不登校重大事態の判断

① 判断主体は「学校の設置者又は学校」である。

② 重大事態発生より相当の段階から設置者に報告・相談する。

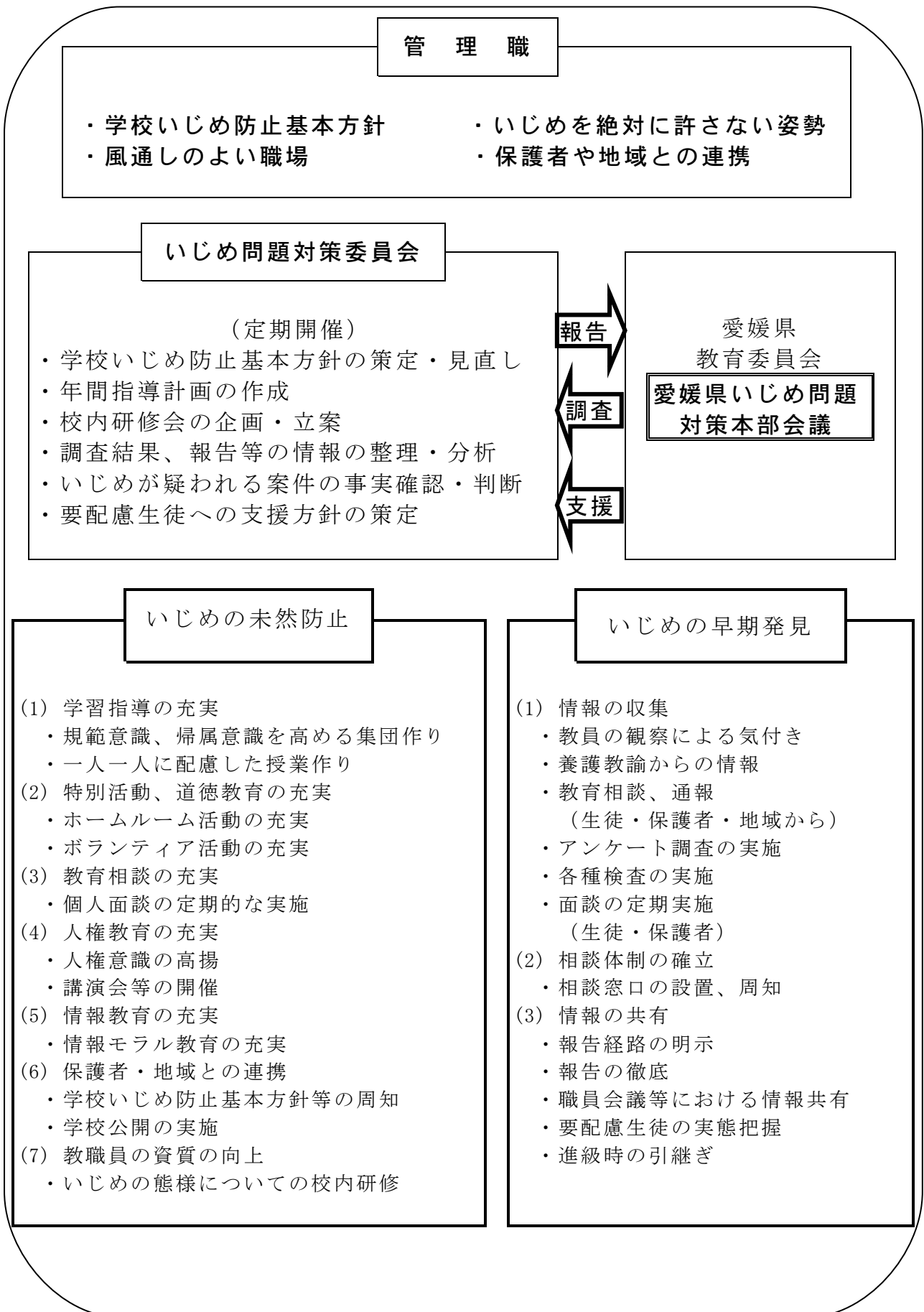
(4) 不登校重大事態発生時の措置

- ① 発生 の 報告
 - ・ 報告先・・・愛媛県教育委員会→愛媛県知事
- ② 報告内容
 - ・ 学校名 ・ 対象生徒の氏名、学年、性別 ・ 欠席期間
 - ・ 報告時における対象生徒の状況 ・ 重大事態と判断した根拠
- ③ 報告時期
 - ・ 「発生した」と判断した後、「直ちに」（7日以内）報告する。
- ④ 調査の実施主体
 - ・ 調査主体は、個別の事態ごとに学校設置者が決定するが、学校が調査に当たることを原則とする。
 - ・ 状況に応じて、校内に設置する「いじめ問題対策委員会」又は「愛媛県いじめ問題対策本部会議」が調査を実施する。
- ⑤ 調査の実施方法
 - ・ 主として「対象生徒」「保護者」「教職員」「関係生徒」に対して聴取による調査を行う。
 - ・ いじめ行為が「いつ」「どこで」「誰から」「どのように」行われたか、いじめが発生した背景や生徒の人間関係の問題、教職員の指導経緯を明らかにする。
- ⑥ 調査時の留意事項
 - ・ 対象生徒を徹底して守り通すことを、言葉と態度で示す。
 - ・ 対象生徒から無理な聴取は控え、多角的に情報収集する。
 - ・ 聴取の際は自由に話させ、調査者が主観で解釈、評価しない。
 - ・ 生徒の聴取は、時間や場所を配慮し、保護者との連携を行う。
 - ・ 教職員は、日常の情報共有と正確な記録の重要性を意識する。
 - ・ 重大事態に関する教職員の意識啓発を励行する。
 - ・ 調査の関係資料は**5年間保存**（生徒指導課）する。
- ⑦ 調査結果の取りまとめ
 - ・ 調査終了後、収集した情報を整理し、「報告書」を作成する。

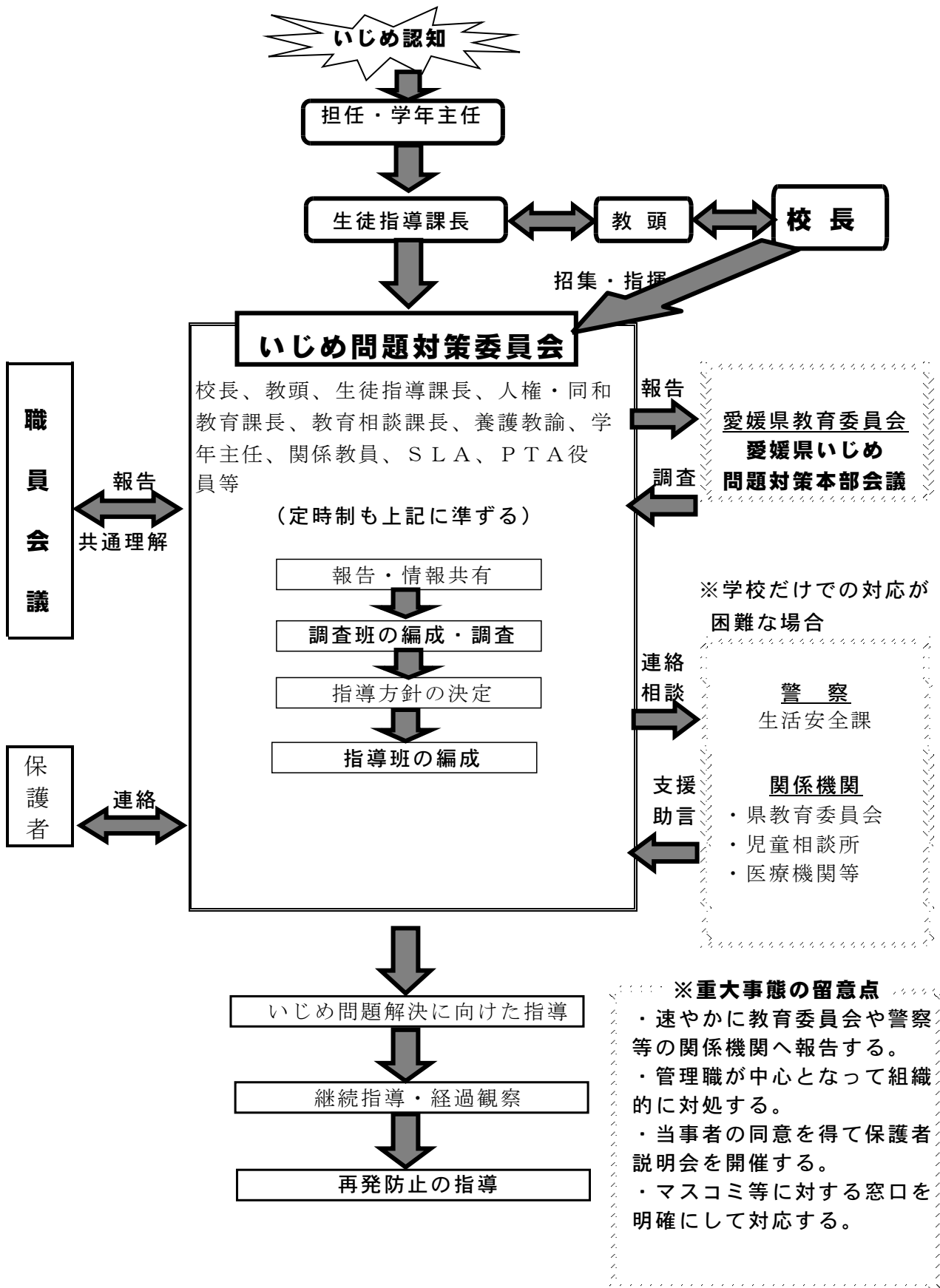
報告事項の例

- 1 対象生徒
（学校名）（学年）（学級）（性別）（氏名）
- 2 欠席期間・対象生徒の状況
- 3 調査の概要
（調査期間）（調査組織・構成員）（調査方法）
（外部専門家が参加した場合は、その属性）
- 4 調査内容
① 行為Aについて ② 行為Bについて ③ 行為Cについて
※ いつ、どこで、誰が、どのような行為を行ったか、事実認定の根拠を時系列で記載する。学校の対応や指導も記載する。
- 5 今後の対象生徒及び関係生徒への支援方法
（生徒理解・教育支援シートの活用）
- 6 今後の学校における「いじめ・不登校対策」に関する校長の所見

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめを受けている生徒のサイン

いじめを受けている生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教員目で様々な場面における生徒の様子を観察し、小さなサインを見逃さない。

場 面	サ イ ン
登 校 時 ショートホームルーム (SHR)	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたづらをされる。 <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放 課 後 等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされたりする。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒とのコミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。

- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の様子を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人や学級の不平・不満を口にするが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがあったりする。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。

- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。

- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。

- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。